

E.S.メイソン

国際カルテルと国際商品協定

改訂版

平岡 謹之助
金川 徹 訳
本村 輝 夫



文真堂

訳者紹介

ひらおかきんのすけ
平岡謹之助 (大阪学院大学商学部教授・経済学博士)

かながわ とおる
金川 徹 (大阪学院大学商学部助教授)

もとむら てるお
本村 輝夫 (大阪学院大学経済学部講師)

国際カルテルと国際商品協定

昭和52年6月10日 第1刷発行

昭和56年4月10日 改訂第1刷発行

検印省略

著 者 E. S. メイソン

訳 者 平岡謹之助・金川徹・本村輝夫

発行者 前 野 眞 太 郎

発行所 株式会社 文 眞 堂

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町533

TEL202-8480 振替東京2-96437

製版・岩村田活版所/印刷・安藤印刷所/製本・共同製本舗

定価 2,700円

© 1981年

序 文

第二次世界大戦後の世界で、私的カルテルと公共の立場でそれらに相對する政府間商品協定の果たす役割は如何なるものとなるであろうか。こうした疑問に我々が答えることは我々の繁榮と平和にとって重要となるであろう。だが、極く少数の専門家を除くと、我々にはそれに答える基礎となる情報はないのである。従って、本書は極めてタイムリーなものである。本書は國際情勢に豊富な研究経歴と直接経験を重ねた一学究の手で書かれたものである。國際的協調を前進させる必要性に気付き、しかも諸々の障害のあることを知ればこそ、著者は究極的に望ましいものに劣らず、いま実行可能なものも指摘しているのである。

本書が特に商品統制に関連するものであるのに対し、これ以外の經濟開發委員會の刊行書は國際經濟關係の広範な諸問題を取り扱っている。これらの中には、C. B. フーヴァーの研究員報告書 *"International Trade and Domestic Employment,"* , H. D. ラスウェルの米露外交關係についての補足報告書 *"World Politics Faces Economics,"* 並びに研究政策委員會の政策ステートメント *"International Trade, Foreign Investment and Domestic Employment, including Bretton Woods Proposals,"* がある。

經濟開發委員會の研究計画は、國際經濟關係の研究もその一環を成すが、227ページから231ページに示されている。

セオドール・O. イエンテマ

はしがき

本報告書は二部から成るが、第Ⅰ部は民間の企業協定（カルテル）に、第Ⅱ部は政府間商品協定に関するもので、両者間の差異は容易に強調されすぎる程である。カルテル協定は、錫やゴム協定の場合におけるごとく、いろいろな種類や程度の政府の参加を可能とするし、また商品協定へ漸次変質していく方向にある。カルテル協定も商品協定も、価格、生産及び在庫に付随的な統制を伴うかあるいは伴わずに、輸出割当てを通じて大幅に機能する。また両者とも国際貿易の総量そして生産者やディーラーが売買を行う貿易の径路を彼らが自由に選択するのを規制する傾向にある。カルテルも同様であるが、商品協定は当然輸出と生産の上方、下方への調整を——また通常、統制されていない場合に得られるものよりも明らかに低い限度内で——可能とする。商品協定が政府間で取り決められるという事実は、そこにもられた利益がカルテルの形成に関するものとなかなり異なったものであるとの保証にはならない。政府間協定は輸入国の主張を代弁するし、国際的商品統制の変化が、生産者の利害に独占的に関心を持つことから離れて、期待されるのはこうした傾向に添っているからである。だが、戦前の多くの商品協定では、生産者の利害は典型的なカルテルにおけると同様に前面に出されたのである。

カルテル協定と商品協定の両者を区分する明確な線は、どこよりもアメリカではっきりと引かれていた。それは主として、(1)アメリカの平時の貿易政策がほぼ全面的に関税割当てに関連していたこと、(2)企業と政府との分離が相対的にはっきりしていること、そして、(3)アメリカが商品協定に参加するのは、その統制が当然に厳密に政府によって行われる農産品に限られていたこと、による。

しかし、殆どのヨーロッパ諸国では、貿易政策は国内市場を保護しその国の為替ポジションを保証して、自国の経済的利益と海外の自国民の利益を増進する手段を広範に網羅したものであった。そのうえ、これらの目的を遂行する際に政府と企業がここでは慣例である以上に密接に協力するのである。カルテル

も商品協定も貿易政策の方便として見做される傾向にあり、かつ企業を代表する者と政府官僚が両方に参加しうるのである。外国での経験ではあるが、例えば特許製品における純粹に私的なカルテルの取決めと、多くの農産品に対する純粹に政府による統制との間に相当の差異があるにしても、両者を区分する線は諸外国ではさほどはっきりしておらず、カルテルの品行は商品協定のそれと著しく異なるものではなかったのである。

カルテルと商品協定に関するアメリカとその他の国の経験上の相違点は、引き続き議論をする際に銘記されねばならない。アメリカでは、カルテルを貿易規制の私的条約として嫌いながら商品協定を公共の利益に不可避的に役立つ政府間取決めとして見做す学界が一部ある。カルテルは貿易を規制できるし、また通常規制するものである。商品協定も貿易を規制する——そして、その場合かなり効果的である。必然的にそこから得られる利益の範囲には大差がないのである。

本報告書で擁護されている政策の一般的な方向は、商品や産業に関連する国際的な統制が明らかに必要である時には、それらが性格的には政府相互間でなされるべきものであるということにある。だが、政府間の商品協定が多数から成り、あるいは公共の利益を根拠に容易に正当化されるべきであるということにはならない。さらに、もし商品協定が農業以外の分野にあるとすれば、アメリカが未だ経験したことのない産業に対する政府の関係という形を伴うことになる。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部で国際的な私的、公的協定を取り上げているが、その取り上げ方はさほど対称的なものではない。カルテルに関する議論は、原料及び製造品の両方で私的協定を適用しようというものである。しかし、商品協定に関する第Ⅱ部は原料問題に対する公共政策の一側面としてこれらを取り上げてある。製造業は未だかつて政府相互間の協定による規制に従ったことはなかった——だが、もしカルテルが法の外に置かれたとしたら、一定の条件の下では、そうした規制を求める場合も有り得るであろう。本報告書のカルテルの部分における勧告が商品協定に関するものよりもさらに確固としたものである点も恐らく銘記されよう。このことは、著者が政府間の統制についての自らの結論に克服しえなかった確実さの欠如を反映するものである。目前に横たわ

る困難は、この分野での公共政策が利害のある圧力団体の活動を反映する以上の何物かになるのを期待される程度に関連している。もし著者が、政府を公共の利益の公平な仲裁者と見做す人々と交わることを得たのならば、自らの政府間商品協定に対する熱意は生温過ぎるものとなっていたであろう。他方、もし政府を組織化された生産者の利益においてのみ行動するものとする人々に賛同したとするならば、自らは商品協定を単なるカルテルの陰險な一形態として非難することに喜んで加わっていたかもしれない。

マサチューセッツ、ケムブリッジにて

1946年6月

E. S. メイソン

謝 辞

本研究は多くの権威筋から示唆と批評をいただいた。カルテル及び私的独占体に関する部門相互間委員会の作業に加わっていたワシントンでの同僚達に著者の負う所が大であったことは明らかである。スタンフォード大学食料研究所が政府間の商品取り決めの問題について書いた、あるいは書いてくれる人々に恩恵を与えてくれた。著者は同研究所の主任、ジョセフ・S. ディビスに特に負うところがあった。

訳者まえがき

本書は Edward S. Mason : Controlling World Trade ; Cartels and Commodity Agreements, 1946 の翻訳である。

本書は、大別すると、国際カルテルと国際商品協定について1930年代の歴史的経験を基盤にして書かれている。また、極めてアメリカ的な立場が貫かれ、それを軸に国際協力の展開によって戦後の世界経済、貿易を展望している。

1930年代には、主として熱帯産の一次産品において国際商品協定が締結され、その他の商品はカルテルのもとにおかれた。しかし、これら商品協定は生産者の利益を志向し、消費者の利害が無視される傾向にあり、また割当て量の決定も困難であったため大幅に進展しきれないものがあった。メイソン教授は、こうした経験から、国際商品取引の円滑化のために、商品協定を締結し、それを国際機関の監視下におくことを勧告したのである（あるいは商品協定の準備段階である商品研究グループ設置）。

ところで、ヨーロッパやアメリカの企業は第一次大戦を契機に、市場分割、価格決定、生産制限、技術交換、特許許可を主な内容とする国際カルテルを形成するに至り、1930年代が全盛であった。これは、一般に指摘されるとおり、世界的な不況対策の手段であったが、カルテルは世界市場の独占という意味でもあった。しかし、例えばアメリカにおける反トラスト法によるカルテル行為の摘発に示されたように、国際カルテルの持つ独占効果、制限効果が明らかにされ、規制が強化されるに至った。

メイソン教授の考え方が、国際カルテルと国際商品協定に関して最も明確に表われているのが、実はこの部分にあるように思われる。すなわち、彼は歴史的な考察から国際カルテルが国際商品協定の前身であるというのである。第一次産品市況の大幅な変動に直面した生産者、製造業者がカルテルを形成したが、その形成や維持が困難になった時に、国家の干渉を伴った政府間協定（国際商品協定）として成立したと見做しているのである。国際カルテルの規制が強化

される、そして政府の介入がなされれば、究極的には政府間協定へと発展するのである。事実、こうした過程で成立した国際商品協定があるのである。

1946年に書かれたとはいえ、今日の国際経済における国際カルテルや国際商品協定における諸問題の研究に役立つものである。すなわち、本書は国際商品協定の多義性、あるいはそこに含まれる用語の定義を理解するための一環として、また商品協定およびその背景にある問題の歴史的検討の出発点としての役割を果たしてくれる。また、この古くて新しい問題の本質が何であるかを考えさせてくれるものである。

尚、本書の翻訳にあたっては第1, 2章は平岡, 第3, 4章は本村, 金川, 第Ⅱ部の調査の要約と勧告, 第5, 6, 7章は金川, 第8章は本村, 金川が担当し、最終的には平岡教授の指導をいただき金川が調整した。また、本書の翻訳を快く承諾いただいた文眞堂の諸氏、特に前野隆氏にはお礼を申し上げたい。また翻訳の過程で資料の整理に助力いただいた金川郁子氏にもお礼を申し上げたい。

1976年12月

訳者を代表して

金 川 徹

目 次

序 文	i
はしがき	iii
謝 辞	vii
訳者まえがき	ix

第Ⅰ部 国際事業カルテル

勧告の要約	3
-------	---

第1章 国際事業協定：問題の説明

A. 国際カルテル協定の数の増加と重要性：1920年—1940年	10
B. 国際事業協定への政府の加盟	12
C. 政府の国際統制スキーム加盟に関する手続き段階	14
D. 貿易障壁としてのカルテル	16
E. カルテルおよび企業結合の独占効果	18
F. 独占の国際的様相	21
G. カルテル問題とカルテル政策との相対的重要性	23
「カルテル」という語の意義と最近の用法とに関する覚書	25

第2章 国際協定によるカルテル政策

A. 工業製品に対する政府間規制の正当な範囲	28
B. 戦争によって誘発された過剰製造能力の問題	29
C. カルテル規制	34
D. カルテル規制に関する国際協定案	38
E. 制限の事業慣習に関する国務省の提案	52

第3章 外国貿易における事業協定に対するアメリカの政策	56
A. 国際的行動に替わる行動	56
B. アメリカ輸出組合	58
C. 外国のカルテル協定へのアメリカの加盟	63
D. 国際事業協定による国内競争の制限	68
E. 国際事業協定案の事前手続き	72
F. 特許および工程協定	75
G. 要 約	79

第4章 カルテルとアメリカの安全保障	82
A. カルテルとアメリカの戦争準備	83
B. カルテルと軍事侵略	104

第Ⅱ部 政府間商品協定

調査結果と勧告の要約	115
------------	-----

第5章 商品協定の起源と目的	126
A. 商品協定に有利な条件	127
B. 商品協定の前身	128
C. 政府間商品統制の目標	130

第6章 個々の原料の戦後の見通し	146
A. 全般的な考察	146
B. 食 料	148
C. 農産工業用原料	154
D. 鉱物性原料	158
E. 「余剰」の意味について	164

第7章 国際商品協議会，緩衝在庫および割当てスキーム	167
競争的調整対計画化された拡張	167

A. 国際研究グループ.....	170
B. 緩衝在庫の役割.....	178
C. 割当てスキーム.....	187
 第8章 原料に関するアメリカの利害関係と商品政策	202
A. 商品問題と政策の重要性の増大.....	202
B. 商品協定におけるアメリカの貿易上の関心.....	204
C. アメリカの農業政策と商品協定.....	207
D. 商品協定の本来の範囲と特質.....	211
E. 国際経済機構の商品統制との関係.....	219
 付 録	
* U.S. Department of State Proposals : Intergovernmental Commodity Agreements.....	222
* A Note on the Committee for Economic Development and Its Research Program	225

第 I 部

国際事業カルテル

勧告の要約

国際事業協定に関する政策は、国際経済関係に関する広範囲にわたる政策の小さな部分であり、また小さな部分であるに違いない。この広範囲な領域の中での見通しは、主に戦後に可能である平和と安全保障取決めの性質、そして世界の主要工業諸国が国内の雇用を維持するのに成功することにかかっているのである。

従って、カルテル政策を取り扱うためには、ある仮定から出発することが必要であった。明確に述べるならば、第一に平和が本物になることと、国際経済関係が次の戦争を準備することによって抑制されないということ、第二に著しい好成果の得られる措置が高水準の雇用を維持せんとするアメリカやその他の工業諸国の試みを伴うであろうということ、第三に国際貿易に関して経済開発委員会のステートメントに大要が述べられているような性質の国際経済政策が、世界の主要貿易諸国に大部分容認されるのが明らかになるということ、これらが仮定されてきたのである。¹⁾ もしこれらの仮定が支持されないとすれば、カルテル政策を含む我々の経済政策がここで提案されたものとは全く異なった方向にそって進められねばならない、ということが有り得るのである。

公共政策の問題を提起する国際事業協定の様相は、主に外国貿易における商品の流れに対する制限を含むところのものである。かかる制限はアメリカが戦争に備えるのを阻害してきたと主張されているが、それらの最も重要な効果は、はるかに外国貿易の平和時の利点を弱めるためのものだったのである。如何なる場合においても、安全保障上の利害関係が、我々の典型的な通商上の利益に適合した国際事業協定を目指した政策によって処理されえない幾つかの問題を呈しているのである。

他国政府との協力を通じて、また単独行動によってもかかる政策にアプローチすることは可能である。例えば、アメリカで生産されていない輸入商品に対する高いカルテル価格を回避する、といったアメリカのある利益は国際協力なしには達成されえないものである。他の利益を達成することもかかる協力によ

って大いに容易になるであろう。

国際協定によるカルテル政策は外国貿易における制限的な事業協定を規制するか、あるいは拘束するか形態をとり得るものである。規制に賛成する議論は、外国貿易における国際的な商品統制が時々必要である、また共同行動がない場合には、統制スキームに固有のもの以上に国際貿易を制限する慣習が採られがちである、というものである。国際商品統制が望ましいと思われる条件は第Ⅱ部で論じられている。また政府による曖昧な監督下における私的事業協定よりはむしろ政府間協定が支持されるべきである、ということが論じられているのはその部分である。しかしながら、カルテルを商品協定と考えても我々の問題の解決にはならない。すなわち、課される統制が、その状況によって要請される経済的条件に十分に関連するとすれば、それらの管理をするための非常に厳しい条件が監視されねばならないであろう。

こうした監視が行われうる、また行われるであろうという前提のもとに、カルテルを国際協定によって拘束する政策が勧告されているのである。²⁾ アメリカは、条約に調印する列強が以下の諸点に同意するような国際的協約を提案すべきである。すなわち、

1. 幾つかの国の法律や制度にとって適切な如何なる手段によってでも、価格を決定し、生産高や輸出額を制限し、市場を割当て、またさもなくば国際貿易における商品の流れを抑制するような国際事業協定にそれらの国民が加盟するのを阻止すること。この協約は輸出あるいは輸入組合における一国の輸出業者あるいは輸入業者の組織には適用されるものではない。

2. 永続的な性格の国際事業協定にそれらの国が加盟する条件を、また国際事業事務局のごときによって要求されるような外国の資産の所有あるいは外国との同盟関係に関する情報を、それら国民が記録するよう要求すること。

3. 国際通商政策機構の補助機関として、加盟諸国政府によって提供される情報を基盤に、国際貿易を制限しかつ調印諸国に補修的な行動を勧告する傾向にある事業慣習の研究を行う国際事業事務局を設立すること。

4. 政府の援助を受けた研究機関において開発された工業技術を、また敵対諸国から平和取決めのための一条件として獲得した特許および加工法を、制限のない基盤に立って交換すること。